

不確実性管理における二分法的思考の調整効果

長谷川 晴也

現代社会では、社会構造の流動化や価値観の多様化、将来予測の困難さにより、人は自己や世界の秩序に対する確信を維持しにくい状況に頻繁に直面している。不確実性管理理論(UMT; Van den Bos & Lind, 2002)は、このような不確実性脅威が生じた際、人は心理的安定を回復するために、社会規範や文化的世界観といった一貫した枠組みに依拠し、それらを脅かす逸脱者に対して否定的反応を強めると仮定する。一方、物事を白黒・善悪といった二値で捉え、中間の可能性を排除しやすい二分法的思考(DTI; 押尾, 2009)は、曖昧さを回避し確実性を志向する認知傾向として、不確実性への対処様式と密接に関連すると考えられる。本研究は、日本人成人を対象に、不確実性脅威が社会的逸脱者への否定的感情を高めるかを検証するとともに、二分法的思考傾向がその過程をどのように調整するかを明らかにすることを目的とした。

実験1では、Yahoo!クラウドソーシングを通じて募集した成人233名を対象に、2(不確実性操作: 不確実性脅威/統制)×2(シナリオ: 逸脱/非逸脱)の被験者間計画を用いた。不確実性操作として、過去に不確実・不安を感じた出来事の想起課題を実施し、統制条件では最近視聴したテレビ番組について記述を求めた。操作チェックには、一時的なネガティブ感情状態を測定するPANAS日本語版(佐藤・安田, 2001)のネガティブ尺度(PANAS-NA)を用いた。続いて、電車内におけるマナー違反または配慮行動を描いたシナリオを提示し、登場人物に対する否定的感情を測定した。分析の結果、不確実性条件ではPANAS-NA得点が有意に高く、不確実性操作が情動を喚起していることが確認された。一方で、否定的感情に対する不確実性操作の主効果および不確実性×シナリオの交互作用はいずれも有意ではなかった。逸脱シナリオでは否定的感情が上限付近に集中しており、天井効果により条件差や個人差が検出されにくい可能性が示唆された。

実験2では、実験1で確認された天井効果を踏まえ、逸脱強度を中庸化した観光地ベンチ場面のシナリオを用いた。また、不確実性操作を実存的不安想起課題へと改良し、不確実性の質的側面にも着目した。成人253名を対象に同様の2×2計画で分析を行った結果、不確実性操作およびシナリオ条件の主効果はいずれも有意であったが、両者の交互作用は認められなかった。記述統計では、逸脱・非逸脱のいずれのシナリオにおいても統制条件の方が否定的感情が高い傾向が示され、当初の予測とは逆の方向性が観察された。二分法的思考傾向は両実験を通じて否定的感情を高める主効果を示した一方、不確実性操作やシナリオ条件との交互作用は有意ではなかった。

さらに実験2の補助的探索分析では、不確実性脅威条件下において、想起された不確実性のうち実存的不安が高いほど、逸脱シナリオに対する否定的感情が強まり、非逸脱シナリオでは否定的感情が弱まる交互作用が確認された。一方、情報不足的な不確実性では同様の効果は認められなかった。これらの結果から、不確実性管理過程においては、不確実性を一枚岩の概念として扱うのではなく、その質的側面を区別することの重要性が示唆される。総合すると、本研究は、日常のマナー違反を逸脱として扱う条件では、不確実性脅威が逸脱者への否定的感情を選択的に増幅するというUMTの予測は支持されないことを示した。その一方で、二分法的思考は状況依存的な調整変数というよりも、対人評価全般を硬直化させる基盤的特性として機能する可能性が示された。(社会心理学)

不公正世界信念の多面的測定

—原因帰属の視点を取り入れた尺度の開発—

西辻 好花

本研究では、不公正の原因帰属を含めた不公正世界信念尺度(UJW-3)を作成した。不公正世界信念は、Lerner (1980) の公正世界信念の一側面として定義されたが、因子分析や相関分析の結果(Furnham, 1995; Loo, 2002; Whatley, 1993)や概念的な違い(Lench & Chang, 2007)から、近年では公正世界信念とは異なる概念として扱われるようになった。しかし、不公正世界信念研究の蓄積はいまだ十分ではなく、そのネガティブな側面にしか光が当たっていない。Lench & Chang(2007)では、ネガティブな出来事の原因帰属先としての不公正世界信念は、自己防衛の手段として機能するとしている。このようなポジティブな側面も含めて不公正世界信念を測定するために、本研究においては、不公正を社会構造、運、ルールのいずれかに帰属させる不公正世界信念尺度を作成した。2回の予備調査を含む6回の調査から、UJW-3はある程度安定した因子構造を持ち(調査 2・調査 3)、先行研究の公正・不公正世界信念尺度とは中程度の関連を持つ(調査 2・調査 3)、一定程度の再検査信頼性(調査 4)を有する尺度であると考えられる。今後の研究では、3 因子それぞれの固有の性質や機能を探索するとともに、その時間的安定性についても精査する必要があると考えられる。また、不公正世界信念が自己防衛などのポジティブな役割を果たす可能性については、実験的手法を用いて検討する必要がある。(社会心理学)

日本における「メディア不信」の構造 —価値観を軸としたオーディエンスの態度分析—

日下部 聡

本研究は、日本における人々のニュースメディアへのネガティブな態度が、民主主義的価値観に基づく理性的なジャーナリズム批判だけでは捉えきれず、感情的・道徳的反感を含んでいるのではないかという問題意識から出発している。

本研究では(1)ネガティブな対メディア態度の内実(2)それらを規定する要因(3)記者・メディアに向けられる具体的なイメージの把握、の3点を主な課題として設定し、3つの研究を実施した。

研究1では、(1)に関する数少ない先行研究の一つであり、人々のメディアに対する敵意(animosity)をシニシズム(cynicism)と不信(distrust)に区別できることを明らかにした Markov & Min (2021) を追試し、日本でも同様に弁別可能であるかを検討した。因子分析の結果、シニシズム(「利己的動機の認識」「ジャーナリズムへの悲観」からなる2次因子)と不信が並立する3因子構造が支持され、先行研究と整合的なモデルが再現された。構造方程式モデリングからは、メディアが読者・視聴者の要望や苦情に適切に応答しているかどうかの認識がシニシズムと不信の双方に最も強く関連していることが明らかになった。

研究2では、黙従バイアス回避のため反転項目を導入した尺度を用いて Markov & Min (2021) の再追試を行うとともに、メディアの取材が日本社会においては「迷惑」と認識されているのではないかと仮定に基づき、迷惑認識を測定する尺度を新たに導入した。道徳的価値観と対メディア態度の関連も検討した。しかし、新たな尺度による測定では因子構造が明確にならず、研究1のように両者を弁別することは困難であると結論づけた。一方で迷惑項目は一定のまとまりを示したため、最終的に3項目に絞って暫定的な尺度として扱った。迷惑認識と、それ以外の項目を統合した「ネガティブ態度」の2つ合成変数を従属変数とし、その他の各種変数を独立変数とする重回帰分析を実施した結果、いずれもメディアの応答性への認識が最大の関連を示した。道徳的価値観については道徳基盤尺度(MFQ)を用いて関連を分析したところ、迷惑認識にのみ一定の関連がみられた。具体的には権威や秩序を尊重する Authority (A) が中程度の正の関連、集団への忠誠や義務の遂行を尊重する Ingroup (I) が負の関連を示した。AとIはともに保守的な価値観とされているが、相反する結果となった。

研究3では、主に記者についてのイメージの好悪を具体的に把握するため、リッカート尺度による設問と空欄補充式の自由記述を組み合わせた探索的調査を行った。メディア接触度も測定し、関連を分析した。新聞、テレビ、週刊誌、ネットメディアの4媒体ごとにイメージを尋ねたところ、最も得点の高い新聞記者でも中点を有意に下回り、全般的にネガティブであった。記者を動物に例える設問では「ハイエナ」が最多(23%)であった。例えた理由の記述からは、執拗さや狡猾さ、群がるといったマイナスのイメージを投影していることが明らかになった。計量テキスト分析の結果、記者に肯定的な人は「チーター」「馬」など素早さや力強さを連想させる動物を、否定的な人は「寄生虫」「ゴキブリ」など害や不潔さを連想させる動物を挙げていた。メディア接触との関連では、民放テレビと接触の多い人ほど記者へのポジティブな態度をとる傾向がある一方、動画プラットフォーム接触やオンラインニュース接触はネガティブな態度と有意に関連していた。ただ、メッセージアプリとの接触は弱いながらも正の関連を示し、単にネット情報との接触がネガティブな態度を導くとはいえない可能性も示唆された。

一連の研究を通じて得られた主な成果は次の3点に集約される。

第一に、日本のオーディエンスがニュースメディアに抱くネガティブな態度、いわゆる「メディア不信」は

多層的な構造を持つ可能性があることが示された。ジャーナリズムの規範に基づいた不信、メディアは利己的であり修復は困難であると悲観するシニシズム、さらに日本特有の要素としてメディアの取材に対する迷惑認識が因子として存在する可能性が明らかになった。

第二に、これらのネガティブな態度を予測する要因として「メディアの応答性への認識」が強い影響力を持つことが判明した。政治的思想やネット上のメディア批判接触なども一定の関連はみられたが、応答性への認識はそれらよりもはるかに強くメディアに対するネガティブな態度を予測していた。

第三に、日本のオーディエンスがジャーナリストに対して抱く具体的なイメージの内実が明らかになった。全般的にネガティブであり、道徳的に好ましくないと認識されている実態が可視化された。

本研究で得られた知見は、「メディア不信」をめぐる議論に新たな視座を提供しうる。日本のオーディエンスがニュースメディアに向けたネガティブな態度の核心にあるのは、ジャーナリズムの規範に基づく批判ではなく、「メディアはこちらを向いていない」という応答性の欠如に対する反感であり、記者に対する「ハイエナ」という比喩は、メディアを公益ではなく私益のために動いているとみなすシニシズムが定着していることを示唆している。

とはいえ、本研究にはいくつかの限界と課題が残されている。

第一に、尺度の妥当性と信頼性に関する問題である。研究 2 では、シニシズムと不信の因子間相関が極めて高く、統計的に明確な弁別が困難であった。外国と日本の文化的差異も考慮に入れた質問項目の検証と精緻化が求められる。

第二に、因果関係の特定における限界である。本研究は横断的な調査に基づく変数間の関連の分析が主であり、因果の方向性は明らかでない。パネル調査などの縦断的な研究デザインが必要である。

第三に、サンプルの代表性である。データはウェブ調査によって収集されており、ネットリテラシーの低い層や高齢層の声が十分に反映されていない可能性がある。

「メディア不信」の広がりがか叫ばれて久しいが、メディア側が「社会の木鐸」的な使命のみを強調しても信頼回復への寄与は限定的である可能性が本研究では示された。オーディエンスとの関係修復の鍵はむしろ応答性の向上、すなわち、読者・視聴者の要望や苦情に対して誠実かつ明示的に対応することにあるのではないだろうか。(社会心理学)

非難感情の低下は受容的態度を高めるか —逸脱的行為者の生い立ち情報の効果—

武田 拓海

【序論】

本研究の目的は、生い立ち情報によって逸脱的行為者への非難感情を低下させる介入が、行為者への受容的態度も高めるかどうかを検討することである。

人は社会規範から逸脱した行為を目撃した際、当該行為が意図的で不当であると判断すれば、その行為者を強く非難し、場合によっては懲罰的な対応を支持することが多い。しかし、懲罰的な対応は逸脱的行為の再発抑止には効果が無いことが指摘されている(Cullen et al., 2011)。再発の抑止には、むしろ行為者が支援的な対応を受けたうえで、周囲から受容され、社会活動に参画できることが重要となる(Hirschi, 1969)。

こうした背景から、Gill & Cerce (2017)は逸脱的行為に至った生い立ち(e.g., 幼少期の虐待被害による偏った信念の形成)を説明することで、行為者に対する人々の態度が変容するかどうかを検証した。一連の実験の結果、生い立ち情報によって行為者への非難感情が緩和され、悪意のある処罰動機づけ(e.g., 皆の前でバカにすればいい)が弱まる一方で、戦略的な処罰動機づけ(e.g., 専門家の診察を受けるべき)は維持されることが示され、行為者の社会的受容に対して有望といえる結果であった。

しかし、Gill & Cerce (2017)は受容的態度を直接測定しているわけではない。そこで本研究では、Gill & Cerce (2017)を追試するとともに、生い立ち情報が社会的距離(関わってもよいと思える距離感)を縮小させる効果を持つかどうかを検証する3つの研究をおこなった。

【各研究の概要】

研究1では、まず予備調査で社会的距離の測定項目を選定した。その後、Gill & Cerce (2017) 実験6に基づいて、職場での逸脱的行為を題材に、生い立ち(虐待)の説明が非難感情、処罰動機づけ、社会的距離に与える影響を検討した。研究2aでは、行為の背景として虐待の他に、脳腫瘍があり感情の制御が困難とする生物学的要因、極度に特別扱いされて育ったとする過保護も追加することで、背景の種類による違いを検討した。研究2bでは虐待に関して追試をおこない、一部の再現性を検証した。最後に、研究3では逸脱的行為の場면을職場から地域社会に変更することで、文脈による違いを検討した。

【方法】

基本的な実験デザインは、逸脱的な行為のみを説明する条件と、その行為に至った背景を追加で説明する条件のいずれかに参加者を割り当て、シナリオの人物への印象評価を比較するというものである。行為の説明としては、周囲の人々を侮辱ばかりしている、という内容を中心に扱った。それに対して、虐待／生物学的要因／過保護条件ではそれぞれ上記のような説明を追加した。

非難感情、悪意のある処罰動機づけ、戦略的な処罰動機づけは Gill & Cerce (2017)を参考に作成したリッカート尺度を使用した。社会的距離については、シナリオの人物が戦略的な処罰を受けたという教示のもとで、「同じ部署で働く」「二人でプロジェクトを担当する」など、距離感の異なる社会的状況をどこまで受け入れられるかを回答させることで許容できる距離感を測定した。

【結果と考察】

非難感情と悪意のある処罰動機づけについては、生い立ち情報による低下が見られた研究と見られなかった研究が混在し、Gill & Cerce (2017)が一貫して再現されたわけではなかった。この理由として、日本は緊密な社会規範を持つことから(Gelfand et al., 2011)、逸脱に対して比較的厳格な態度をとる傾向があり、生い立ちを知っても一貫して態度が変化するとは限らないと考えられる。

戦略的な処罰動機づけにはどの研究でも生い立ち情報による有意な影響が見られず、Gill & Cerce (2017)と同様の結果であった。非難感情や悪意のある処罰動機づけを低下させる(と想定される)生い立ち情報が付与されても、支援的な対応への支持まで低下するわけではないという点はGill & Cerce (2017)と整合していた。

そして、社会的距離にはどの研究でも生い立ち情報による有意な影響が見られなかった。すなわち、非難感情の低下が見られた研究であっても社会的距離の縮小は確認されず、非難感情と受容の態度は必ずしも対応していなかった。周囲を侮辱したといった事実がある状況では、生い立ちを知って非難感情などに変化が見られたとしても、関わることへのリスクの懸念まで払拭できるとは限らないということである。

研究 2a では虐待以外の背景からも検討したが、全体的な傾向としては、虐待と過保護は似たパターンを呈した。それに対し、生物学的要因ではどの変数にも他の条件より大きな影響が見られ、社会的距離の有意な縮小も見られた点で特徴的であった。行動の制御自体が困難であることを強調する生物学的要因の説明は、生い立ちに起因する(つまり行動は制御できるとみなされる)虐待や過保護に比べて、態度を変容させる程度が大きい可能性がある。ただし、生物学的要因条件でも、効果量から見れば、非難感情を下げる効果に比べて社会的距離を縮める効果は小さく、関わることには一定の障壁があるようである。

これらの結果は、逸脱的行為者の社会的受容を目指す実践に対して次のような示唆を与えている。まず、背景の理解を促進する介入が、非難感情や悪意のある処罰動機づけを常に低下させると過大に期待はできず、さらには関わることへの許容度を高める可能性はより小さいということである。理解の促進が持っている役割は、逸脱的行為者への多面的な視点を提示し、支援的な対応を検討する余地を残すことにあり、ネガティブな態度の変容や関わりの受容に直結するわけではない、と切り分けて整理する必要がある。そして、このような心理的な介入には限界がある以上、受容のための現実的な条件として、相談窓口やトラブル調整機関といった制度的な安全性の充実と周知が求められる。

【結論】

本研究は、Gill & Cerce (2017)を基盤として、逸脱的行為者の生い立ち情報を提示することで非難感情が緩和され、それが社会的受容につながるのかという点を検討した。実験の結果、非難感情は頑健には緩和されず、Gill & Cerce (2017)が一貫して再現されたわけではなかった。社会的距離は生い立ち情報による縮小が確認されず、背景の理解が関わりの受容までもたらすとは限らなかった。

これらの知見は、逸脱的行為者の社会的受容をめぐる議論に対して、理解の促進という心理的介入が持つ限界を示しており、制度的な介入の必要性を浮き彫りにしている。本研究は、社会的受容を目指すにあたって、前提条件として何が求められるかを考えるための知見を提供するものである。(社会心理学)

異質な他者との共生

—寛容の心理的基盤を追究する—

萩谷 遥平

序論

グローバル化の進展に伴い、人々は価値観や信念、生活習慣などが異なる異質な他者と日常的に接する機会が増えている。互いを排除し分断や対立を深めるのではなく、相互に存在を認め合い受け入れる「寛容 (tolerance)」な態度が、多元的な現代社会における共生の基盤として不可欠となっている (Verkuyten & Yogeewaran, 2017)。

寛容は日常・社会的場面や各種学問領域に至るまで幅広く用いられる多義的な用語であるが、政治哲学においては、他者の信念・行為・慣習などを誤りと考えながらも、禁止や制約の対象にすべきでないとする条件付きの受容、あるいは不干渉を意味する (Forst, 2012)。すなわち寛容の定義要件として異質な他者に対する不支持・不承認が位置付けられているのであり、この点において寛容は単なる好意や同意とは異なる独自の性質を持つ。

政治哲学者の Forst (2012) は、寛容に対して歴史的に形成されてきた複数の異なる理解を、許可・共存・尊重・尊敬の 4 つの概念に整理したうえで、深刻な価値対立を抱える多元的社会への適用を前提とした場合には尊重の概念が最も適切で有効な寛容理解であると評価している。

社会心理学の分野においては長らく、寛容は外集団に対する一般的な肯定的態度などと同一視されてきたが、近年は異質な他者への不承認を寛容の定義要件とみなす政治哲学の理論を取り入れた実証研究が増加しつつある。このうち Simon らの研究グループは、Forst (2012) が寛容の下位概念とみなした尊重の位置づけを明確化させ、心理学的な寛容の形成モデルとして「寛容の不承認—尊重モデル」を提唱している (Simon, 2023)。他方で彼らの実証研究の多くが欧米を主な調査対象としており、東アジア文化圏における検証は行われていないことや、その多くが横断調査による関連データに依拠しており、実験的操作を含んだ多時点の縦断研究は実施されていないなど、当該モデルの妥当性の十分な評価には未だ課題があると言える。

そこで本研究では、① Simon (2023) の「寛容の不承認—尊重モデル」の日本における再現性を横断調査により検証する (研究 1-1, 1-2, 2, 3-1) とともに、② 外集団に対する尊重を高める介入を用いた縦断実験を実施することで、先行研究で検証が不十分であった寛容に対する尊重の因果的な促進効果の有無を検討した (研究 3-2)。

①「寛容の不承認—尊重モデル」(Simon, 2023) の日本における再現性の検証 (横断調査)

研究 1-1, 1-2, 3-1 の参加者は、クラウドソーシングサービスにおける 18 歳以上の日本在住の日本国籍者とし、外集団として同性愛者・大酒飲み・在留外国人の 3 種類を設定し、各外集団への態度を尋ねるオンライン調査を行った (外集団の提示方法は研究 1-1 が参加者間デザイン、1-2 および 3-1 が参加者内デザイン)。先行研究では、寛容を目的変数とする重回帰分析における承認×尊重の交互作用が検証されており、本研究においても同様の分析を行った。その結果、研究 1-1, 1-2 (それぞれ外集団ごとに $N=100$) では交互作用は有意とはならなかったが、研究 3-1 (外集団ごとに $N=450$) では負で有意となり、単純傾斜分析においても承認の水準が低いほど尊重の標準化回帰係数が大きくなる傾向が示され、先行研究のモデルが再現された。

先行研究における交互作用の効果量が比較的小さかったことを踏まえると、研究 1-1, 1-2 のよ

うな比較的小規模なサンプルサイズでは検出力が不足していた一方、より大規模なサンプルサイズを用いた研究 3-1 では十分に効果を検出可能であったと解釈できる。

さらに研究 2 では、研究 1-2 の参加者への追加調査を行い、尊重に代えて「外集団多様性認知」（外集団が多様なメンバーで構成されているとみなす認知）が寛容に及ぼす影響を探索的に検討した。結果はいずれの外集団においても、承認との交互作用に加えて多様性認知の主効果も一貫して有意とはならなかった。外集団多様性認知は、外集団へのステレオタイプ研究において集団間葛藤を引き起こす推定バイアスとして報告されている外集団同質性効果（Judd et al., 1991; Krueger, 1992）の裏返しの認知であると考えられるが、この結果は、寛容が差別や偏見などを生み出す集団間葛藤の心理プロセスとは異なる系統である可能性を示唆していると言える。

②寛容に対する尊重の因果効果の検証（縦断介入実験）

研究 3-2 では、研究 1-2 および研究 3-1 の参加者の一部を対象とし、介入群と統制群にランダムに振り分け、1週に1回、計4回にわたり動画を視聴させた。動画素材は、日常的な外国人とのトラブル場面を想起させる動画をベース（統制群）として、介入群ではさらに Forst (2012) の尊重概念に基づくメッセージを挿入したものを、生成 AI を活用して作成した。外国人に対する態度はベースライン (T1)、4週間の動画視聴直後 (T2)、その2週間後 (T3) の3時点で測定した。

もともと外国人に対する承認および尊重が低かった参加者の態度変化について、群（介入群・統制群）を被験者間要因、時点を被験者内要因とする 2 要因混合分散分析を行ったところ、介入群において、介入後 (T2, T3) に承認は低いまま尊重が有意に上昇した一方で、寛容には有意な変化は見られなかった。統制群ではいずれの時点間でも有意な差はみられなかった。尊重の変化については群×時点の交互作用は有意ではなく、研究 3-2 のサンプルサイズも小さいため結果の解釈には慎重になる必要があるが、外的操作によって上昇した尊重が、必ずしも寛容の変化を直ちに促進するとは限らない可能性が示唆された。さらに、寛容は時点間の相関が一貫して有意だったという結果も踏まえると、寛容は、短期的な介入や他の態度の変化に関わらず、個人内で比較的安定した態度であると考えられる。

研究 3-1 の結果も踏まえると、研究 3-1 が示した尊重と寛容の関連は、主として個人間の態度構造を反映したものであり、研究 3-2 の結果は、その構造が短期的な尊重の変化によって直ちに個人内で寛容の平均水準の変化へと波及するとは限らないことを示唆していると考えられる。

結論

本研究は、Simon (2023) の「寛容の不承認－尊重モデル」を日本社会において検証し、その文化横断的妥当性を確認するとともに、尊重を高める介入が寛容に及ぼす影響を検討した。日本の一般市民を対象とした横断調査の結果、多様な外集団に対して同モデルが再現され、寛容の心理的な構造が文化を超えて成立し得ることが示された。一方、尊重を高める縦断介入実験では、不承認状態は維持されたまま、尊重が外的操作によって上昇したものの、寛容は短期的には有意な変化を示さず、寛容が個人内で比較的安定した態度である可能性が示唆された。

これらの結果は、尊重が不承認を前提とする寛容の心理的基盤の一部を構成しつつも、寛容の個人内変容には尊重を基軸とした長期的・累積的なプロセスが必要であることを示している。本研究は、寛容理論の文化横断的な理解を深めるとともに、異質な他者との共生に向けた現実的な介入の方向性を提示した点に意義がある。（社会心理学）

SNS デザインの変更が誤情報識別に与える影響

—「信頼ボタン」による介入の有効性—

HE YUZAN

SNS の普及により、誰もが容易に情報を発信・共有できるようになった。一方で、誤情報も拡散しやすくなり、深刻な社会問題となっている。近年の研究では、「いいね」などの肯定的なフィードバックが社会的インセンティブとして働き、情報の真偽を確かめないまま共有しやすくなる可能性が指摘されている。こうした背景のもと、Globig et al. (2023) は、「信頼する」「信頼しない」といった信頼性評価を可能にする反応ボタンを導入することで、真偽の識別や共有行動が改善されることを示した。しかし、この知見が日本においても再現されるかについては十分に検討されていない。そこで本研究では、日本人を対象に Globig et al. (2023) の研究 1 を追試し、「信頼する」「信頼しない」が「いいね」「よくないね」よりも正しい情報と誤情報の識別に有効であるかを検討する。

研究 1 では、日本人成人を対象に、Globig et al. (2023) の研究 1 を追試し、反応ボタンが情報の真偽判断に及ぼす影響を検討した。参加者は、正しい情報と誤情報からなる 30 件のニュース投稿を閲覧し、各投稿に対して「いいね」「よくないね」「信頼する」「信頼しない」の反応ボタンを用いて自由に反応した。その結果、「信頼する」「信頼しない」は、「いいね」「よくないね」よりも情報の真偽を識別できることを示した。一方で、肯定的反応と否定的反応の差は情報の種類(政治・科学・社会)によって異なる可能性も示唆された。

研究 2 では、研究 1 で確認された効果が特定の刺激内容に左右されないかを確認するため、一部の投稿を差し替えて追試を行った。その結果、反応の種類の主効果は研究 1 と同様に確認され、「信頼する」「信頼しない」は「いいね」「よくないね」よりも情報の真偽を識別できることを示した。一方で、肯定的反応と否定的反応の差は研究 1 とは異なるパターンを示し、識別力は刺激内容や提示形式といった文脈によって変動する可能性が示唆された。以上より、信頼性評価ボタンの効果は一定程度再現されたが、その大きさは情報の文脈に左右される可能性がある。

さらに、探索的に両研究で共通して用いられた投稿について研究間で比較したところ、真偽の識別は概ね同様の傾向を示した。ただし、刺激によって識別のされ方が変動する可能性も示唆された。

二つの実験を通じて、信頼性に関する反応ボタンが「いいね」「よくないね」に比べて、情報の真偽判断とより強く関連する可能性が示された。ただし、その効果は一様ではなく、情報の内容や文脈、反応の種類によって変動しうることも明らかとなった。したがって、反応ボタンへの介入は誤情報への有効な対策となり得るが、実装に当たっては文脈に応じた設計と運用が求められる。(社会心理学)

利他行動における逆同調

—ボランティア参加場面を題材とした社会心理学的検討—

杜 佳霖

同調は社会生活において広く観察される現象であり、人はしばしば多数派の選択や判断に従うことで、不確実性を低減し、社会的承認を得ていると考えられてきた(Cialdini & Goldstein, 2004)。しかし近年、必ずしも人々が常に多数派に追随するわけではなく、あえて多数派とは異なる選択を行う「逆同調 (anticonformity)」と呼ばれる行動が注目されている。先行研究では、寄付行動などの向社会的行動場面において、自身の選択が多数派と一致していることを知った個人が、少数派へと選択を変更する逆同調行動を示すことが報告されている(Saito et al., 2019)。

この逆同調は、単なる反抗的態度や独自性欲求とは異なり、「多数派に偏った現状を是正しようとする動機」に基づいて生じる可能性が指摘されている。しかし、既存研究の多くは寄付行動を対象としており、より日常的で具体的な利他行動場面においても同様の現象が生じるのかについては十分に検討されていない。また、逆同調を引き起こす心理的要因についても、不公平感や共感性などが想定されているものの、その検証は限定的であり、多数派の規模そのものが逆同調にどのような影響を与えるのかについても未解明の点が多い。

そこで本研究では、利他的行動の一形態である「ボランティア参加場面」を題材とし、逆同調現象の再現性およびその心理的メカニズムを段階的に検討することを目的とした。具体的には、①ボランティア参加場面における逆同調の概念的再現、②不公平感や共感性などの心理的要因との関連、③多数派割合の変化に伴う逆同調行動の動態という三点に焦点を当て、3つの研究を行った。

【研究 1】

研究 1 の目的は、先行研究で報告された逆同調現象が、寄付とは異なる利他的文脈であるボランティア参加場面においても観察されるかを検討することであった。参加者は、地域イベントにおける 2 つのボランティア活動エリアのいずれかを選択した後、自身の選択が多数派または少数派であるという社会的情報を提示された。その後、参加者は初回の選択を維持するか、別のエリアへ変更するかを選択した。分析の結果、多数派条件において、少数派条件よりも選択を変更する参加者の割合が高く、ボランティア参加という利他的行動場面においても逆同調が生じることが確認された。すなわち、人々は単に多数派に従うのではなく、多数派に属していることを認識した場合に、あえて少数派へと移行する行動を取る可能性が示された。一方で、心理尺度を用いた分析では一部の効果が明確に検出されず、逆同調の背後にある心理的要因については、さらなる検討の必要性が示唆された。

【研究 2】

研究 2 では、研究 1 で確認された逆同調行動の心理的メカニズムをより精緻に明らかにすることを目的とした。研究 1 の結果を踏まえ、本研究では多数派条件のみに焦点を当て、参加者が逆同調行動を取る際の不公平感や情動的反応、状況認識などを詳細に測定した。また、測定時点や尺度の改良を行い、参加者の意思決定過程をより正確に捉えることを試みた。

その結果、多数派に属している状況において、応募者数の少ない選択肢へと変更する逆同調行動が再び頑健に観察された。さらに、不公平への情動反応、状況認識、ボランティアへの同情は選択変更を有意に正の方向で予測していた。選択を変更した参加者は、変更後に現状をより公平であると評価する傾向を示しており、逆同調行動が不公平感の低減と関連している可能性が示唆された。

【研究 3】

研究 3 では、利他行動における逆同調の変化パターンを明らかにするため、多数派割合を 50%~100% の 11 段階に操作した探索的検討を実施した。

結果として、一般化線形混合モデルによる分析では、50%~65%の条件が 75% 基準と比較して変更率が有意に低く、100%条件も有意に低下した。Two Lines Test の結果、統計的に有意な逆 U 字型パターンは支持されなかった。

研究 3 の知見から、逆同調行動は多数派割合の増加に伴って単調に変化するのではなく、初期に急上昇した後に頭打ちとなる特徴が明らかとなった。また、100% 条件でも逆同調行動が維持されたことから、利他行動の文脈では「公平性の追求」が「孤立回避」よりも行動決定に優位に働く可能性が示唆された。今後は、各条件における主観的不公平感を直接測定し、因果関係を検証する必要がある。

【考察】

本研究は、利他行動における逆同調現象に着目し、寄付行動を対象とした先行研究の知見が、ボランティア参加という異なる利他的文脈においても観察されるかを検討した。研究 1 では、ボランティア参加場面において、多数派に属していることを知った参加者が、応募者数の少ない選択肢へと行動を変更する逆同調行動が確認された。研究 2 では手続きを改善した上で再検討を行い、逆同調行動の再現性が確認されるとともに、ロジスティック回帰分析により、不公平への情動反応が選択変更を有意に予測することが示された。研究 3 では多数派割合を段階的に操作し、逆同調行動が一定水準で頭打ちとなる非線形的な変化を示すことが確認された。

これらの結果から、逆同調は寄付行動に特有の現象ではなく、利他行動一般においても生じうる可能性が示された。また、研究 2 の結果は、応募状況の偏りに対する情動的評価が、逆同調行動と関連している可能性を示唆している。さらに、選択変更後に公平性評価が上昇していたことから、逆同調行動は、状況をより公平であると再評価するプロセスと結びついている可能性がある。一方で、本研究は相関的デザインであり、心理要因と行動との因果関係については慎重な解釈が求められる。今後は、実験的操作を通じて、逆同調行動が生起する心理的過程をより詳細に検討する必要がある。(社会心理学)

客観的または感情的な判決理由が AI 裁判官への態度に及ぼす影響

LIU YICHEN

人工知能(AI)技術の急速な発展に伴い、司法分野における AI の活用は、補助的なツールとしての役割から、より中核的な判断過程へと拡大しつつある。実際に、一部の国や地域では、AI は証拠の識別などを担う司法支援システムとしての位置づけを超え、より中核的な判断過程へと関与の範囲を拡大しつつある。しかしながら、AI が判断主体として刑事司法の決定に直接関与することを、一般市民がどの程度受容し得るのかについては、依然として議論が続いている。先行研究の多くは、「AI への信頼」という単一の次元から人々の態度を検討してきたが、判断主体そのものに対する評価と、具体的な判決結果に対する評価とを明確に区別して検討した研究は限られている。本研究はこの点に着目し、刑事司法判断における AI 裁判官に対する一般市民の態度構造を体系的に検討するとともに、「裁判官への信頼」と「判決結果の受容度」という二つの評価次元を区別して分析することを目的とした。

本研究は、研究 1 および研究 2 の二部構成からなり、日本の成人を対象としたオンライン実験を計 4 回実施した。研究 1 では、3 つの実験(研究 1a~1c)を通じて、刑事司法の判決場面を想定し、裁判官の種類(AI 裁判官 対 人間裁判官)および判決理由の種類(事実に基づく理由 対 感情に基づく理由)を操作した。その上で、裁判官に対する信頼および判決受容度における評価の差異を検討するとともに、裁判官の提示方法や注意チェック項目を段階的に調整することにより、主要な結果の再現性および安定性を検証した。

研究 1 では、実験材料として過失運転致死事件を用いた。当該事件は、事実関係の構造が比較的明確であり、量刑判断の相場が確立されており、日本において発生頻度が高いことから、刑事司法文脈における AI 裁判官の受容を検討する上で適切な事例であると判断された。研究 1 の結果から、3 つの実験(N = 2024)すべてにおいて、「裁判官への信頼」を従属変数とした場合、裁判官の属性が一貫して有意な主効果を示し、参加者は総じて AI 裁判官よりも人間裁判官を高く信頼する傾向を示した。これは、アルゴリズム忌避の傾向が安定して観察されたことを意味する。この効果は、判決理由の種類やその提示方法によって左右されることはなく、信頼判断においては、「裁判官が AI であるか否か」という属性情報が優先的な手がかりとして機能していることが示唆された。これに対し、「判決結果の受容度」を従属変数とした場合には、裁判官の属性の影響は相対的に弱く、参加者は主として判決理由の内容そのものに基づいて評価を行う傾向を示した。研究 1a および研究 1b では、感情に基づく判決理由よりも、事実に基づく判決理由の方が高い受容度を示し、刑事司法判断において「事実を重視する」規範的期待が存在することが示された。しかしながら、研究 1c ではこの効果が完全には再現されず、判決受容度は特定の条件下において、より高次の手がかりの影響を受ける可能性が示唆された。この点については、結果の安定性を含め、今後の検討が必要である。

以上の結果を踏まえ、研究 2(N = 906)では、裁判官への信頼と判決受容度との構造的関係をさらに検討するとともに、両者が AI 裁判官の導入に対する態度をどのように予測するかを検証した。研究 2 では、研究 1 とは異なる刑事事件類型として窃盗罪(万引き事件)を用い、異なる刑事司法文脈における結果の再現可能性を検討した。また、研究 2 では、裁判官への信頼、判決受容度、ならびに AI 裁判官の導入に対する態度を、それぞれ複数項目からなる尺度によって測定した。その結果、裁判官への信頼と判決受容度は高い相関を示しつつも、統計的には区別可能な二つの態度次元であり、両者がそれぞれ独立して AI 裁判官の実際の導入に対する態度を予測することが明らかとなった。この知見は、AI 裁判官に対

する一般市民の態度を多次元的構造として捉える必要性を一層裏づけるものである。

総じて、本研究は、刑事司法の判決場面において、AI 裁判官に対する一般市民の態度が、単一の信頼判断に還元されるものではなく、少なくとも判断主体に対する情緒的信頼と、判決結果に対する機能的評価という二つの側面から構成されていることを示した。前者は裁判官の属性情報の影響を受けやすい一方で、後者は判決理由の合理性により強く依存する傾向が認められた。本研究は、同一の実験枠組みにおいて AI 裁判官と人間裁判官を直接比較することにより、司法 AI 文脈における対 AI 信頼と対人信頼の差異を理解するための体系的な実証的知見を提供するとともに、今後、より精緻な司法 AI 態度モデルの構築および社会実装に関する議論に向けた基盤を提示するものである。(社会心理学)

「偽善」とは何か？日本における偽善判断の心理学的検討

趙 心語

序章

複雑な社会において、言動を常に一貫させることは難しい。他者の言動が一致していない場面を目撃すると、人は時にそれを道徳的な欠陥と捉え、偽善と非難する(Monin & Merritt, 2012)。本研究の目的は、人が他者を偽善的と判断する際に手がかりとして用いる状況要素の検討であった。

Effron, O'Connor et al. (2018)は、不一致の検出とその原因推論という2段階の認知過程によって偽善判断が生じるとするモデルを提唱している。この二段階モデルによると、観察者が言動の不一致を知覚し(Step a)、その不一致の目的が不当な道徳的利益の獲得にあると推論した(Step b)とき、行為者は偽善的と判断される。先行研究では、不一致の原因推論(Step b)に影響する状況要素として、行為者の属性(Who)、発言と行動の時間順序(When)、行動の道徳性(What)などの要素(3W1H)が指摘されてきた。しかし、先行研究では、状況要素間の影響力の強弱関係(課題 1)や、発言内容が偽善判断に与える影響(課題 2)については十分に検討されていない。

そこで、本研究では3つの研究を行い、偽善判断に影響する状況要素を再検討した。研究1では、先行研究と自由記述を基に状況要素を整理し、偽善判断にて優先的に参照される状況要素を明らかにした。研究2・3では、研究1を踏まえ、典型的な偽善パラダイムである言行不一致に着目し、発言内容が偽善判断に及ぼす影響について検討した。研究2では、他者非難と自己否定という2つの発言形式が偽善判断に与える影響を比較した。研究3では、たばこの警告ラベルとたばこ企業の商業活動の不一致を背景に、善意による警告でも内容次第で偽善と見なされるかを検討した。

本研究は、不一致が偽善と判断される状況を体系的に示し、偽善判断の認知モデルを精緻化するとともに、日常生活における不要な偽善批判の回避に向けた実践的示唆を提供するものである。

第1章:「偽善判断に影響を与える状況要素の検討」(研究1)

研究1は、観察者が偽善判断を下す際に主に参照する状況要素の検討を目的とした。研究1-aでは、偽善事例のコーディングを通じて、偽善を構成する状況要素を3W1Hの枠組みで確認した。研究1-bでは、複数の状況要素を同時に検討可能なコンジョイント分析を用い、研究1-aで確認した状況要素が偽善判断に与える影響を検討した。その結果、偽善判断の際には、不一致が道徳に関わるか(What)、発言と行動の時間的順序(When)、印象操作の方法が押し付けか欺瞞か(How)の3つの状況要素が主に参照されることが明らかとなった。さらに、観察者が典型的な偽善場面として想定するのは、道徳的行為(What)において言→行の順で(When)不一致が生じ、かつ欺瞞(How)によってポジティブな自己イメージを操作している場面であることが明らかになった。研究1では、これまで個別に検討されてきた複数の状況要素を初めて横断的に比較し、不一致が偽善と解釈される認知過程において、状況要素が均等には作用しないことが示された。

第2章「否定か非難か:発言の内容の違いと偽善判断」(研究2)

研究2では発言内容に焦点を当て、言行不一致の場面において、他者の不道徳行為の非難と自身の不道徳行為の否定という2種類の発言内容が偽善判断に及ぼす影響を検討した。研究2-aでは、日常的な不道徳行為に関して、非難を伴う言行不一致は否定を伴うものよりも偽善的と評価されやすいとするJordan et al.(2017)の追試を行った。研究2-bでは、極端な不道徳行為である違法行為に関して、同様

に非難と否定が偽善判断に及ぼす影響を検討した。その結果, Jordan et al. (2017)の知見は支持されず, 両方の逸脱行為に関して, 非難と否定を伴う言行不一致は同程度に偽善的と判断された。研究2の結果は, 非難以外の発言内容でも偽善判断は生じ, 自身の不道德行為を否定した上でそれに反する行動をとる場合にも, 観察者は同様に偽善的と評価する可能性があることを示唆している。

第3章 「警告ラベルがタバコ企業のイメージ評価に与える影響」(研究3)

研究3では引き続き発言内容に焦点を当て, 善意に基づくタバコの警告ラベルが, タバコ企業に対する偽善的との評価に繋がるかを検討した。研究3-aでは, 警告ラベルにおける健康被害の対象(自己/家族)の違いが, タバコ企業に対する偽善判断に与える影響を検討した。研究3-bでは, 健康被害の警告に加えて喫煙への介入を促すメッセージを4種類提示し, 同様の検討を行った。その結果, 評価者が喫煙者か非喫煙者かや警告文の内容にかかわらず, タバコ企業は偽善的と評価されなかった。これは, 警告ラベルと企業活動の間の不一致が知覚されにくい上に, 警告表示が法的義務であるため不一致が企業の利己的動機に帰属されにくいと想定されたと考えられる。以上より, 研究3では善意の警告に基づく言行不一致が偽善と判断されることは確認できなかった。しかし同時に, この結果は Effron, O'Connor et al. (2018)の二段階モデルを間接的に支持しており, 不一致が明確に知覚されない場合や, その原因が利己的動機にあると推論されない場合には, 言行不一致は偽善判断に結びつきにくいことが示された。

第4章 総合考察

本研究の目的は, 人々が他者を偽善的と判断する際に手がかりとする状況要素の検討であった。特に, Effron, O'Connor et al. (2018)による偽善判断の二段階モデルのうち, 不一致の原因推論(Step b)に着目し, 不一致が偽善と解釈される状況要素について検討した。

3つの研究の結果, 不一致が偽善と解釈される認知過程において, 各状況要素は均等に作用しないことが明らかとなった。また, 道徳的行為(What)において言→行の順(When)で不一致が生じ, かつ欺瞞(How)によって自身の印象を操作している場合に, 行為者は最も強く偽善的と判断された。さらに, 他者の不道德行為の非難を伴う言行不一致と自身の不道德行為の否定を伴う言行不一致は同程度に偽善的と評価された。他方で, 善意に基づく警告は, 行動と一貫せずとも偽善とは見なされなかった。

本研究は理論面と実践面の双方に貢献する。理論的には, Effron, O'Connor et al. (2018)の二段階モデルを精緻化し, 状況要素ごとに影響力に差があることを示した点で, 偽善判断の認知プロセスへの理解を深化させた。また, 偽善と嘘の区別に関する手がかりとして, 偽善は道徳領域に関する不一致に特徴づけられることを示し, 両概念の理論的境界をより明確にした。

実践的には, 他者の言動の不一致に直面した際, 不一致が生じた理由を慎重に検討し, 中傷や道徳的非難を控えることの重要性を示唆する。また, 不一致が避けられない場合には, 影響力の大きい状況要素(例: 欺瞞的な印象操作, 強い非難発言)を回避することで, 評判の保護や対人関係上のコスト(Effron, Markus et al., 2018)の低減が見込まれることを示した。

ただし, 本研究では顕在的な(言行)不一致がある場合に限定して偽善判断を検討しており, 観察者の個人差については検討が不十分である点には留意が必要である。また, 本研究で用いた場面想定法には, 現実場面の複雑さを再現しにくいという制約もある。これらの点から, 今後はより生態学的妥当性の高い方法や個人特性を考慮した上で, 本研究で得られた知見の一般化可能性について再検討する必要がある。(社会心理学)